

特例浄化槽工事業者の届出

1 届出に係る必要書類

様式 番号	書類の種類	備考
第 11 号	特例浄化槽工事業者届出申請書	
	建設業法により許可を受けたことを証する書面	具体的には許可通知書の写し又は許可証明書
	営業所ごとに置かれる浄化槽設備士（各営業所 1 名）が、浄化槽設備士の免状の交付を受けた者であることを証する書面	浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し（受付窓口で原本提示）
第 4 号	浄化槽設備士の調書	営業所ごとにおかれる浄化槽設備士（各営業所 1 名）について他県の営業所者も含めて作成すること
	浄化槽設備士の住民票抄本又はこれに代わる書面	<ul style="list-style-type: none"> ・発行後 3 箇月以内のもので、マイナンバー（個人番号）の記載がないもの ・これに代わる書面としては例えば特別永住者証明書、在留カード等がある

2 変更の届出事項と提出書類

届出は、変更のあった日から 30 日以内に提出してください。

法人	個人	変更事項	添付書類
	<input type="radio"/>	氏名又は名称及び住所	なし
<input type="radio"/>		名称及び住所	なし
<input type="radio"/>		代表者の氏名	なし
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	建設業法に基づき許可を受けた業種、許可番号、許可年月日	建設業法により許可を受けたことを証する書面（具体的には許可通知書の写し又は許可証明書）
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	浄化槽工事業を営む営業所の名称及び所在地	なし
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	浄化槽設備士の氏名及び浄化槽設備士免状の交付番号	当該設備士の <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し（受付窓口で原本提示） ・調書（様式第 4 号） ・住民票の抄本又はこれに代わる書面※ 1

※ 1：発行後 3 箇月以内のもので、マイナンバー（個人番号）の記載がないもの
これに代わる書面としては例えば特別永住者証明書、在留カード等がある

（裏面あり）

3 廃業等の届出

下表に掲げる事項の一に該当するに至った場合、浄化槽法施行細則（昭和 60 年山口県規則第 80 号）に定める様式で届出てください。

廃業等の届出事項	届出をすべき者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産手続開始決定以外の事由により解散した場合	その清算人
浄化槽工事業を廃止した場合	浄化槽工事業者であった個人又は浄化槽工事業者であった法人の役員